

# 公益財団法人新潟市産業振興財団

## 情報セキュリティ基本方針

公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「財団」という。）は、業務上取り扱う情報資産を各種脅威から守り、それらの機密性、完全性、可用性を維持するため、情報セキュリティポリシーとして本基本方針、情報セキュリティ対策実施規程及び関連規則等を定め、以下の取組みを実施します。

1. 財団は、業務上取り扱う情報資産のセキュリティ対策に万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の未然防止につねに最優先に取り組みます。
2. 財団は、情報セキュリティに関する統括的な権限と責任を有する情報セキュリティ責任者を設置するほか、情報セキュリティに関する事務の遂行のために情報セキュリティ管理者及び担当者を置くことで、組織的に情報資産のセキュリティ対策を実施・運用・推進します。
3. 財団は、職員（非常勤職員、臨時職員含む）に対する情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施し、情報資産を取り扱うすべての職員は、情報セキュリティポリシーを遵守し、そこに定められた義務と責任を果たします。
4. 財団は、技術の進歩や業務環境の変化等も考慮のうえ、情報資産のリスク評価を継続的に実施し、それを情報セキュリティポリシー及びそれに基づく各種施策に反映させることにより、情報セキュリティの維持・向上を図ります。
5. 財団は、情報セキュリティに関する各種運用の状況等について定期的に点検を実施し、必要に応じた適切な是正措置を講じることにより、情報セキュリティの確保に努めます。
6. 財団は、情報セキュリティに関連する法令、その他の規範を遵守します。

### 附則

（施行期日）

- 1 本基本方針は、平成28年2月1日から施行する。